



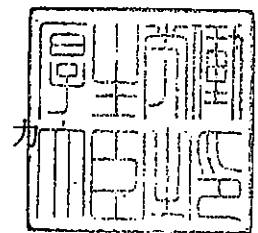
厚生労働省発健第 0724001 号

平成 14 年 7 月 24 日

厚生科学審議会

会 長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂 口



諮 問 書

世界保健機関（WHO）における飲料水水質ガイドラインの改訂の動き等を踏まえ、水道法第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準の見直し等を行うことについて貴会の意見を求めます。

(諮問理由)

水道法第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和33年に制定して以来、その時々科学的知見の集積に基づき逐次改正を行ってきた。前回の平成4年の改正から10年が経過したところであるが、水道水質の状況を見ると、臭素酸やハロゲン化酢酸など新たな消毒副生成物の問題、クリプトスポリジウムなどによる感染症の問題、内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新しい化学物質による問題が提起されている。

また、世界保健機関(WHO)においては、飲料水水質ガイドラインを10年ぶりに全面的に改訂するべく検討を進めている。

このような状況を踏まえ、今般、水道水質管理の一層の充実・強化を図るため、水質基準を全面的に見直すものである。

さらに、規制改革等が社会的に求められる中、水道水質管理の分野においても、水質検査などについて改革が求められており、今回の水質基準の改正に併せ、そのより合理的・効率的なあり方について検討を行おうとするものである。